

福島の復興に向けた取組

1. 避難指示の状況
 2. 復興の方針
 3. 除染
 4. 帰還準備
 5. 安全と安心
- 参考：賠償

平成27年7月7日



復興庁

Reconstruction Agency

1. 避難指示の状況

(1) 避難指示区域等の見直しの経緯

1. 平成23年4月 警戒区域の設定

2. 避難指示区域の見直しの実施

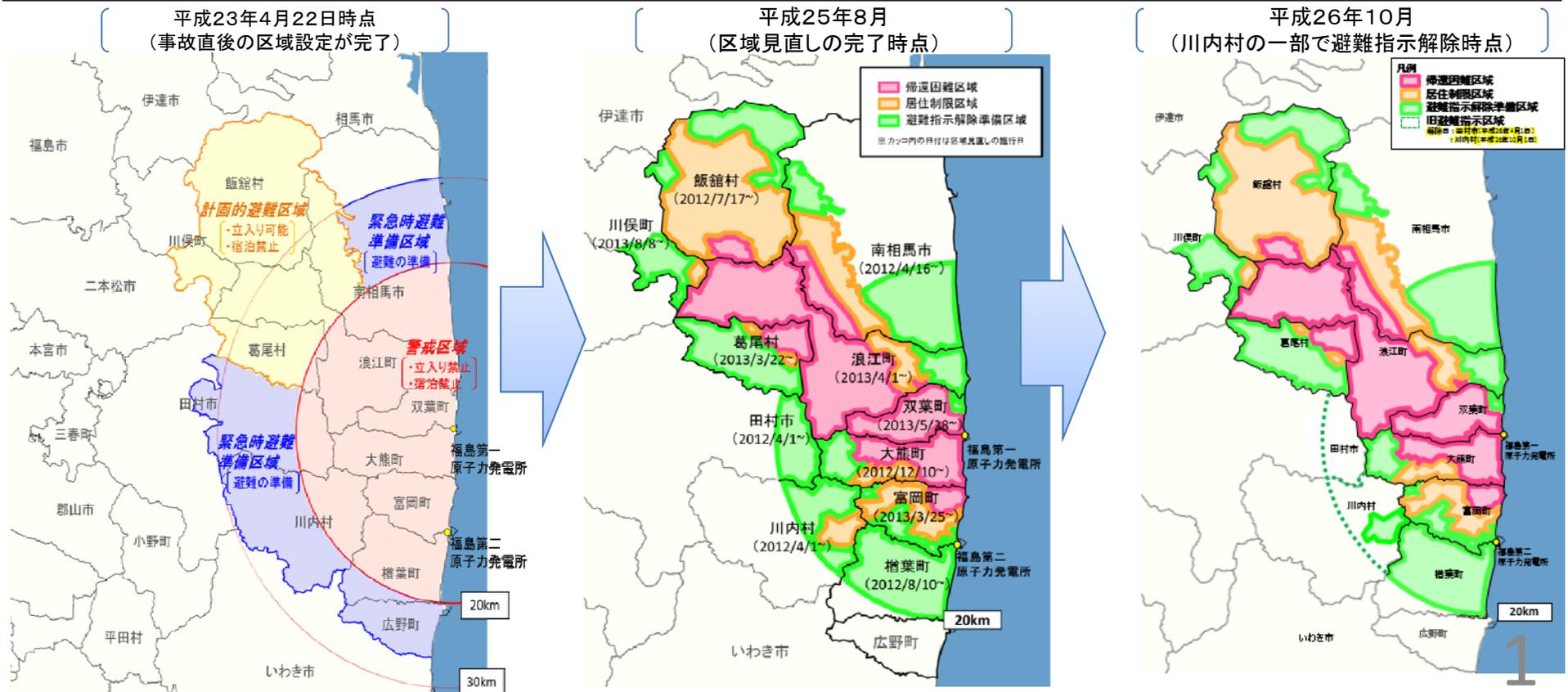
平成25年8月、避難指示区域の見直しは、被災11市町村ですべて完了

3. 避難指示区域の解除

(1) 平成26年4月1日、田村市の避難指示解除を実施（事故から3年を経て、初の避難指示解除）

(2) 平成26年10月1日、川内村の避難指示解除等を実施

(①避難指示解除準備区域の解除、②居住制限区域を避難指示解除準備区域へ見直し)



(2) 避難指示区域等からの避難者数

東日本大震災による福島県全体の避難者
約11.2万人

(平成27年6月時点)

※ピーク時(平成24年6月)は約16.4万人

避難指示区域からの避難者
約7.9万人

(10市町村)

(平成26年10月時点)

帰還困難区域
約2.4万人(31%)

居住制限区域
約2.3万人(29%)

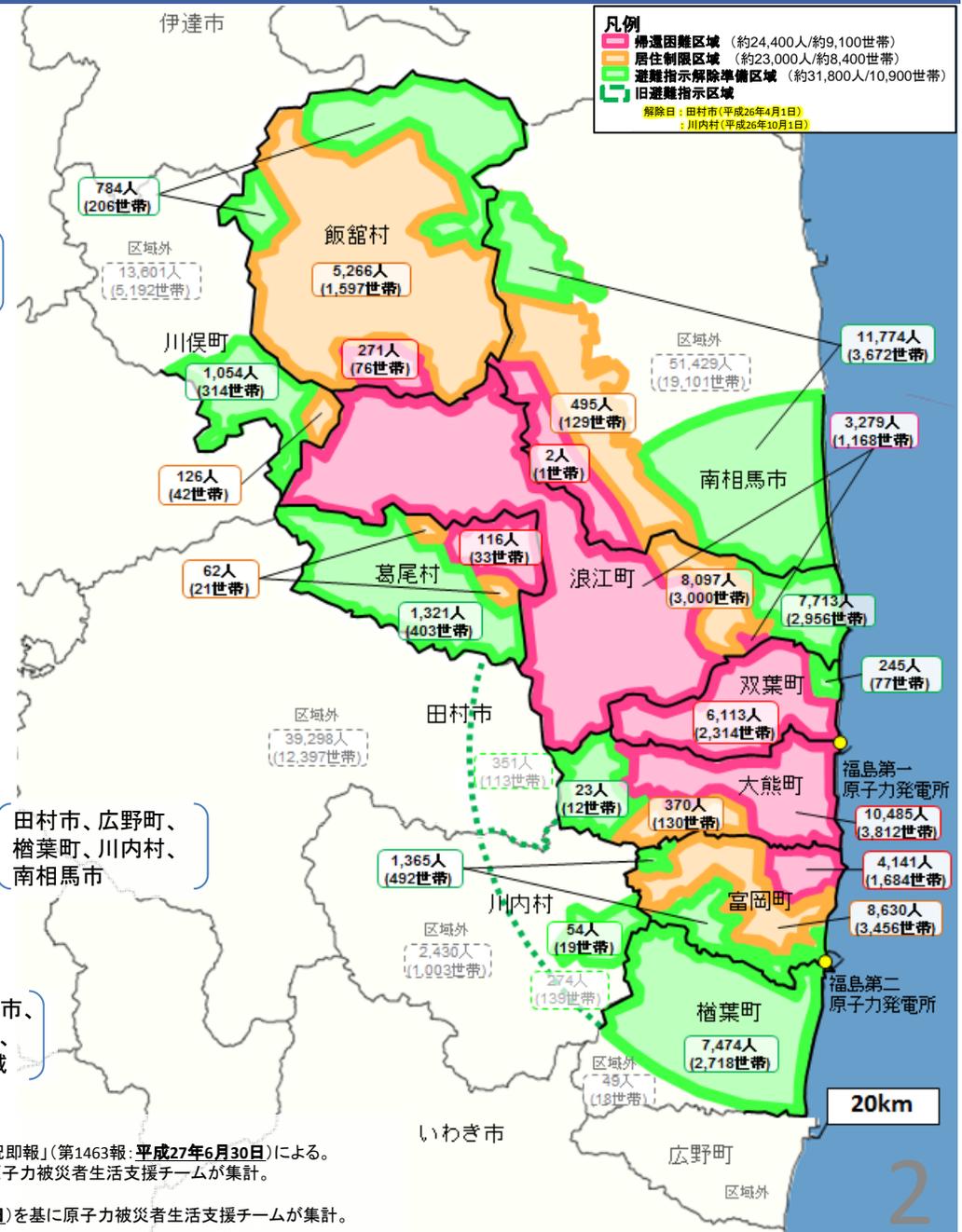
避難指示解除準備区域
約3.2万人(40%)

旧避難指示区域・旧緊急時避難準備区域
約1.9万人

(平成27年5月時点)

その他の避難者
約1.4万人

(福島市、郡山市、
いわき市など、
福島県内全域)

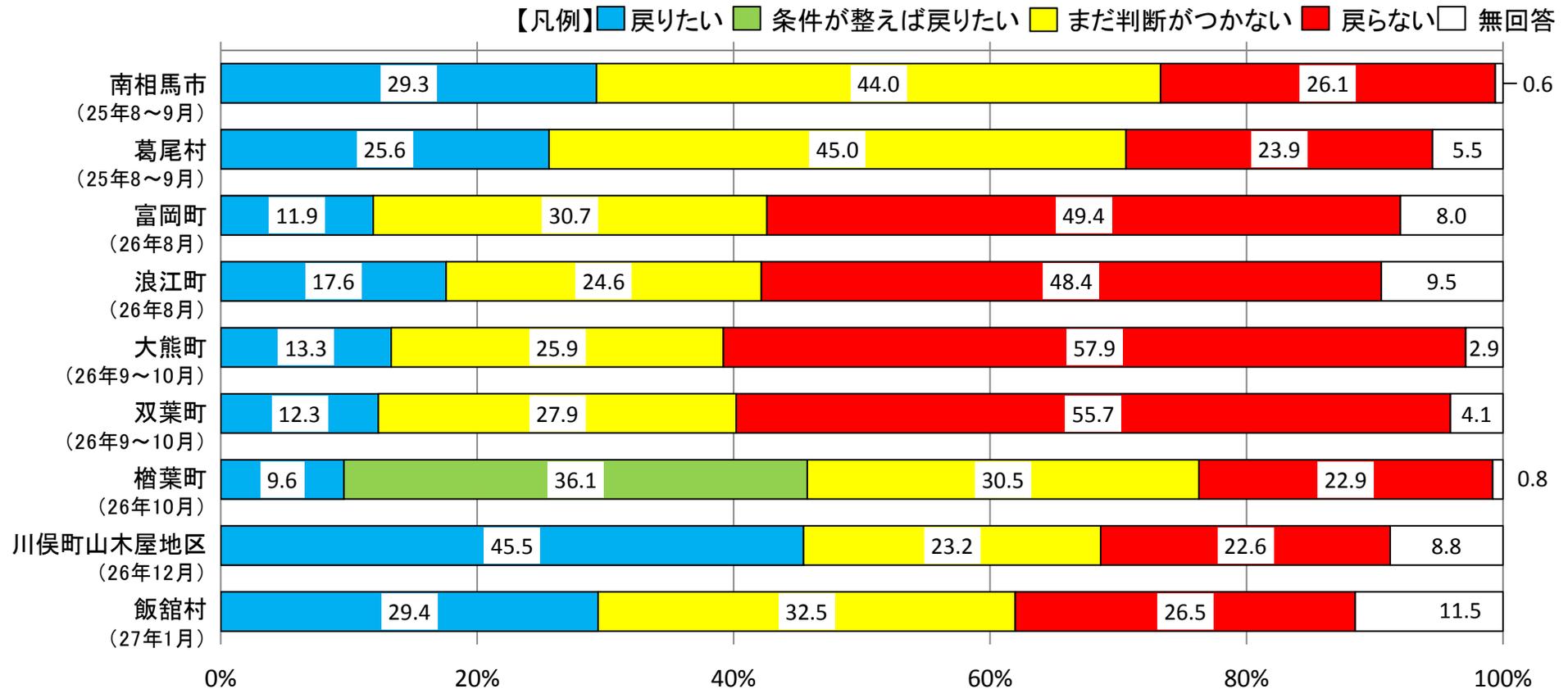


(備考)

- 東日本大震災による福島県全体からの避難者数は、福島県「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報」(第1463報:平成27年6月30日)による。
- 避難指示区域からの避難者数は、市町村から聞き取った情報(平成26年10月1日時点の住民登録数)を基に原子力被災者生活支援チームが集計。
- ※区域外及び旧避難指示区域の人数は、住民登録数であり避難者数ではない。
- 旧避難指示区域・旧緊急時避難準備区域からの避難者数は、各市町村から聞き取った情報(平成27年5月15日)を基に原子力被災者生活支援チームが集計。

(3) 住民意向調査の状況（避難指示区域住民の帰還意向）

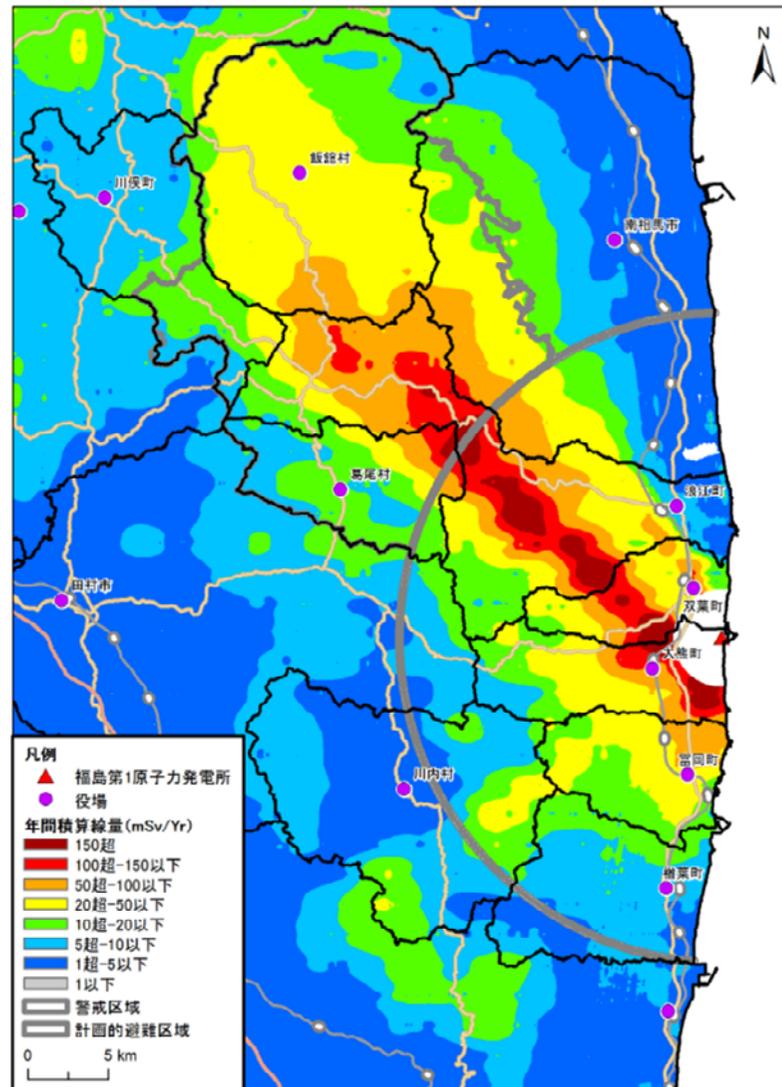
- 避難期間中の生活環境の改善、避難指示解除を見据えた帰還に向けた諸施策の実施、さらには長期避難者等に対する支援等の具体化を進めるための基礎資料として、避難されている住民の今後の生活再建に向けた意向等を把握するために実施。
- 福島県内の12市町村※のうち、本調査の実施を希望する市町村に対して、国・福島県・市町村が共同で実施。
 ※広野町・楡葉町・川内村・葛尾村・富岡町・大熊町・双葉町・浪江町・南相馬市・飯館村・田村市・川俣町



* 住民意向調査結果より作成
 ()内は調査時期

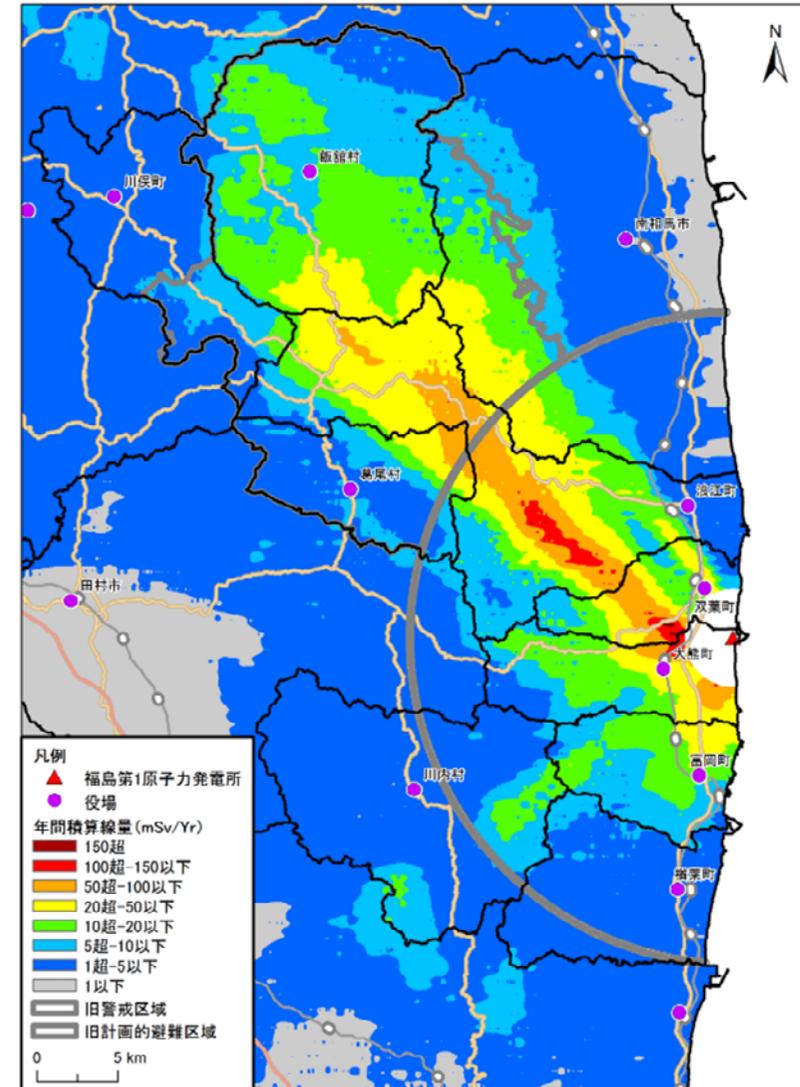
(4) 空間線量から推計した年間積算線量の推移

平成23年11月5日時点の線量分布



3年後

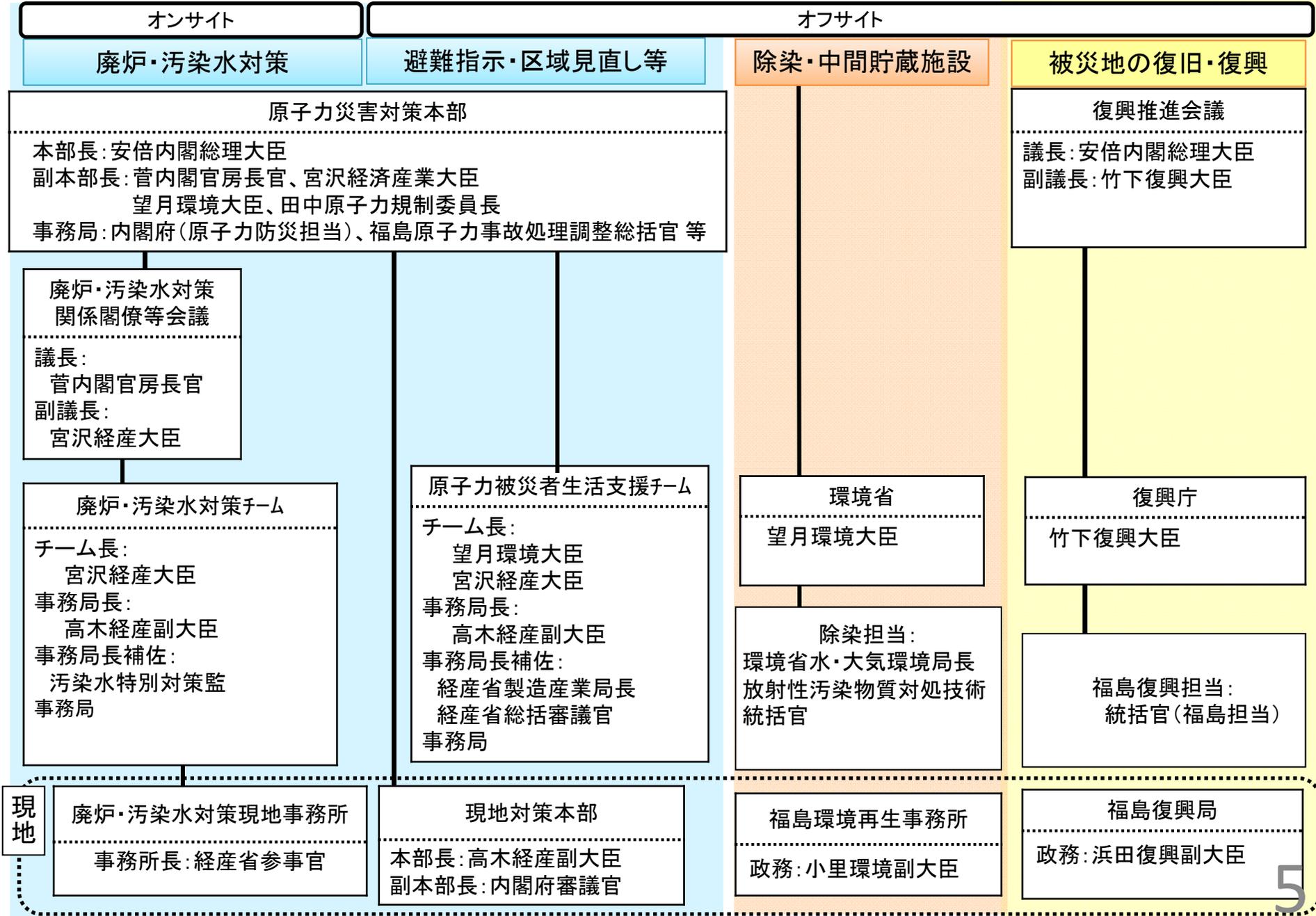
平成26年11月7日時点の線量分布



※第4次航空機モニタリング(平成23年12月16日公表)及び第9次航空機モニタリング(平成27年2月13日公表)の結果を基に内閣府原子力被災者生活支援チームが作成。



(5) 東京電力福島第一原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部等の体制図



2. 復興の方針

(1) 避難指示区域（避難者）への方針

① 早期帰還者対策：（戻る方）

除染、インフラ復旧（JR常磐線など）、
生活関連サービスの再開、
町内復興拠点の整備

② 長期避難者対策：（待つ方）

長期避難者に復興公営住宅の整備
(27年度中に約12百戸完成予定 / 約49百戸計画)、
コミュニティ交流員による住民交流支援

③ 新しい生活を始める方

賠償の支払い、就業や住宅のあっせん



飯館村復興公営住宅・飯野町団地(福島市)



米農家視察

I. 原子力災害被災地域の再生に向けて ～復旧から復興への橋渡し

- (1) 廃炉・汚染水処理のたゆまぬ実施のための、地元関係者との信頼関係の再構築や、中長期的な環境整備と体制強化
- (2) 避難指示解除等の着実な実施のため、
 - ・ 帰還困難区域以外について、事故から6年後までに避難指示を解除し、インフラ等の環境整備に取り組むこと
 - ・ 併せて、精神損害賠償の支払いについて、解除時期にかかわらず、6年後解除の場合と同等とすること
 - ・ 民間事業者等に対して、27年度、28年度の2年間、事業・なりわいの再建、帰還後の生活の再構築に向けた支援施策を集中的に展開すること

(3) 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて改訂」
(平成27年6月12日閣議決定)のポイント

① 早期帰還支援・新生活支援の両面の取組の深化

(1) 早期帰還支援

- 避難指示解除準備区域・居住制限区域について、遅くとも事故から6年後(29年3月)までに避難指示を解除できるよう、環境整備を加速
- 避難指示解除時期に関わらず、事故から6年後解除と同等の精神的損害賠償の支払い
- 旧緊急時避難準備区域等への復興施策の展開
- 一層のきめ細かな放射線防護対策
(リスクコミュニケーション施策のフォローアップや強化など)
- 除染のさらなる加速化、汚染廃棄物の処理、中間貯蔵施設への迅速な搬入に向けた取組(地権者への丁寧な説明、人員体制の確保など)

(2) 新生活支援

- 復興拠点の迅速な整備に向けた支援策の柔軟活用・ワンストップ対応
- 帰還困難区域における復興拠点となる地域について、区域の見直し等を早急に検討
- 「福島イノベーション・コースト構想」の具体化
- 「福島12市町村の将来像」の今夏の策定、具体化・実現に向けた速やかな取組
- JR常磐線のできるだけ早期の全線開通
- 新生活に必要な十分な賠償の円滑な支払い
(原賠審四次追補(25年12月)に基づく住居確保賠償・精神損害の一括賠償)

(3) 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて改訂」
(平成27年6月12日閣議決定)のポイント

②事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組の大幅な拡充

平成27・28年度の2年間において、特に集中的に支援を展開。原子力災害により生じている損害の解消を図る。

(1) 自立支援策を実施する新たな主体の創設

- 新たな支援主体(官民が一体となったチーム)を創設し、まずは避難している事業者(約8,000社)への個別訪問・相談支援を実施
- 本年末をめどに取組状況を再点検し、上記支援主体のあり方や、自立支援施策の拡充について検討を行う

(2) 各種支援施策の充実

- 以下に掲げる施策について平成27年度の支援策の最大限の活用
 - ① 事業・生業の再建・自立や働く場の確保
 - ② 人材の確保
 - ③ 農林水産業の再生
 - ④ 風評被害対策、農林水産物・食品輸入規制・渡航制限等の撤廃・緩和
 - ⑤ 販路の開拓
 - ⑥ 商業・小売店等の買い物環境の整備
 - ⑦ 医療・介護・福祉施設の再開
- 平成28年度以降についても、12市町村での事業・生業の再建が可能となるよう、支援策の充実を図る

(3) 営業損害・風評被害への賠償等に関する対応

- 特に集中的に自立支援策の展開を行う2年間において、東電が、営業損害・風評被害への賠償について適切な対応や国の支援展開への協力を行うよう、また、その後は、個別の事情を踏まえて適切に対応するよう、国が東電を指導

原子力災害被災事業者の自立支援策

被災12市町村の状況

- ・被災12市町村の事業者総数 : 約8,000
 - ・事業未再開者数 : 約6,700
- ～個人事業主が約5,500事業者
～60代以上が7割以上

自立に向けた支援

- ✓ 福島自立支援に向けた官民合同チームを立ち上げる。
- ✓ まずは、全8,000事業者へ個別訪問を開始する。
- ✓ 一人一人の実情に応じた自立に向けた支援を行う。

広域のまちづくり

- ✓ **イノベーション・コースト構想**
(例) ロボット新戦略(本年1月)において、「福島浜通りロボット実証区域」創設を決定



トンネル崩落災害調査



火山災害調査

(事業者の声)



・南相馬市の理容店
店内の片付けをしていたところ、お客さんから髪を切ってくれるよう依頼され、営業再開を決意。店に毎日顔を出してくれる人とお茶や会話を楽しんでいる。



・楡葉町の食品小売業
いわき市内の仮設住宅等への出店に加え弁当配達を開始、その後楡葉町内でも再開。将来の本格営業のため採算を度外視して営業中。



・楡葉町の飲食店
震災をきっかけに地元へ貢献したい、地元で何かやってみようという思いから、仮設商店街への出店を決意。

- ✓ **再生可能エネルギープロジェクト**
—福島県を「再生可能エネルギー先駆けの地」とする(内堀知事が提唱)



柳津西山地熱発電所

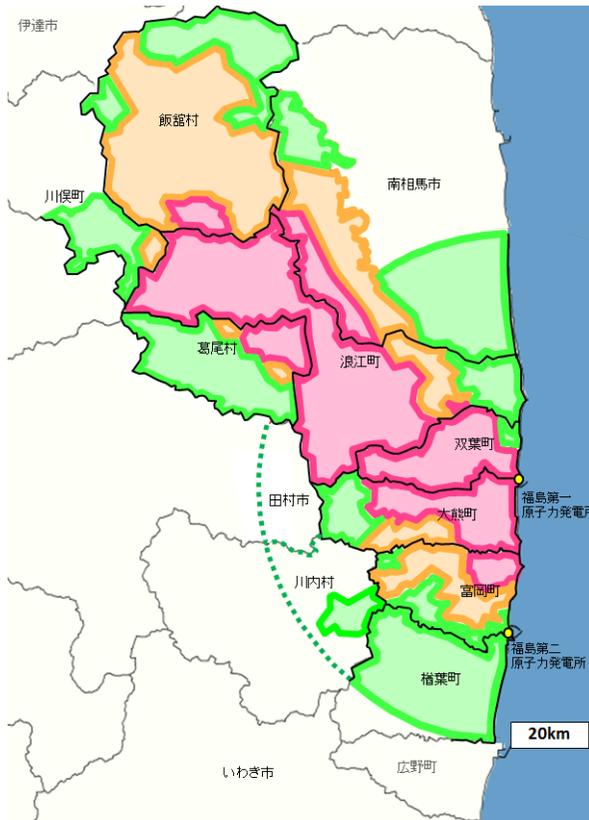


洋上風力(いわき沖)

- ✓ **企業誘致**
—福島県で約650件に企業立地補助金、約7,500人の新規雇用を創出見込み



コドモナジール(株)(川内村)



(出所：ふれあいニューズレター)

(4) 福島12市町村の将来像

①福島12市町村の将来像に関する有識者検討会



【有識者検討会での検討の方向性】

- 30～40年後の絵姿を見据えた2020年の課題と解決の方向
- 基本的方向
 - ・住民や自治体が自立した地域・生活を取り戻すこと
 - ・人口減少社会、高齢化社会の下で復興・再生を目指すため、帰還者、移住者、外からの応援者を呼び込むこと
 - ・広域連携や集約化したまちづくりによる持続可能性のある地域
- 困難な条件下で将来展望が見いだせない中でも、希望を持てるような将来像を提案

これまでの検討状況

- 【第1回】 検討の視点、福島県や6町村の復興計画、イノベーション・コースト構想（平成26年12月23日）
- 【第2回】 6市町村の復興計画、廃炉プロセスの現状、除染・中間貯蔵施設の現状（平成27年2月1日）
- 【第3回】 農林水産業（平成27年3月13日）
- 【第4回】 健康、医療・介護、教育・人材育成（平成27年3月27日）
- 【第5回】 農業、介護予防、健康のための都市計画（平成27年5月8日）
- 【第6回】 文化・スポーツ、インフラ、広域連携、観光（平成27年5月27日）
- 【第7回】 地域振興、イノベーション・コースト構想、風評・風化対策、第6回までの主な意見の総括（平成27年6月7日）

今後の予定

- 【第8回】平成27年7月上旬
 - 提言案等について審議
- 【第9回】平成27年7月下旬
 - 提言とりまとめ

委員

(座長)

大西 隆 豊橋技術科学大学学長
(都市工学、日本学術会議会長、東日本大震災復興構想会議委員)

(座長代理)

家田 仁 東京大学・政策研究大学院大学 教授(交通・都市・国土学)

内堀 雅雄 福島県知事

大山健太郎 アイリスオーヤマ(株)代表取締役社長
(仙台経済同友会代表幹事、復興推進委員会委員)

高島 宏平 オイシックス(株)代表取締役社長
(「新しい東北」官民連携推進協議会会員)

中村 良平 岡山大学大学院教授・経済学部副学部長
(地域公共政策、日本経済研究所理事、経済産業研究所ファカルティフェロー)

松永 桂子 大阪市立大学大学院創造都市研究科准教授
(地域産業論・地域社会経済)

山名 元 京都大学原子炉実験所教授
(原子力損害賠償・廃炉等支援機構副理事長)



②提言案のポイント（7月3日第8回有識者検討会配布資料抜粋）

○ 30～40年後の絵姿を見据えた2020年の課題と解決の方向

○ 基本的方向

- ・人口減少・少子高齢化社会の下で自立した地域・生活の実現
- ・世界に発信する新しい福島型の地域再生
- ・復興拠点相互の補完、広域連携の拡充・強化による持続可能な地域

○ 困難な条件下で将来展望が見いだせない中でも、希望を持てるような将来像を提案

提言案のポイント

(1) 目指すべき

30～40年後の絵姿

- ・素晴らしい自然、歴史、伝統文化等の「ふるさと」の回復・継承
- ・帰還する方、新たに移住してくる方、この地域外で新たな生活を始めた方、外から応援する方たちが世代を超えてつながり、誇り、愛着の持てる地域
- ・世界が目指す最先端の産業・研究拠点
- ・人口減少、高齢化問題を克服する「地方創生の先導モデル」の実現
(将来を担うこととなる子供たちの意見も聴取(子ども会議、アンケート))

想定される状況

- ・物理減衰のみでかなりの空間線量が低減
- ・震災前の人口見通しに基づく人口レベルまで回復の可能性

(2) 2020年に向けた具体的な課題と取組

「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂(平成27年6月閣議決定)に沿って、①避難指示解除準備区域・居住制限区域においては、遅くとも事故から6年までに避難指示が解除され、復興の姿が見えている状況、②帰還困難区域においては、放射線量の低減を踏まえた復興拠点となる地域について区域見直し等が検討され、復興に向けて動き出している状況

産業・生業の再生・創出

- (新産業の創出と事業・生業の再建)
- ・新たな官民合同チームによる一次産業を含む12市町村の事業者(8,000社)への訪問・相談による自立・再生
- ・イノベーション・コースト構想の実現による新産業創出
(基幹産業である農林水産業の再生)
- ・試験栽培や農業復興組合の設立による農地管理など営農再開に向けた取組
- ・すぐに営農再開が困難な地域における将来の営農再開に向けた農地管理、集約化、担い手確保
- ・CLT(直交集成板)生産・活用、木質バイオマス利用促進等による林業再生
- ・県産品を食べて応援する「福島フードファンクラブ(FFF)」等による新たな販路拡大

未来を担う、地域を担うひとづくり

- ・「ふたば未来学園」など各校及び連携における復興人材育成のための先進教育
- ・新たな産業構造下で求められる中核産業人材育成

広域インフラ整備・まちづくり・広域連携

- ・常磐自動車道やふくしま復興再生道路等の整備による広域的なネットワークの実現、住民の帰還促進、住民生活・産業集積の活発化
- ・コンパクトなまちづくりと復興拠点の具体化・実現、復興拠点間の相互補完による地域一体のまちづくり
- ・市町村単独での公共サービス機能の限界を踏まえ、地域公共交通や医療など公共サービスの広域連携に向けた検討体制の構築

住民生活に不可欠な医療・介護、健康増進

- ・地域にとって必要な2次医療体制の確保
- ・新たな介護保険制度も活用して地域で高齢者を見守る「地域包括ケア」の実現
- ・医療人材不足問題解決のためのICT等の導入・活用

観光振興、風評・風化対策、文化・スポーツ振興

- ・2020年を一つの目標とした観光振興、復興の姿のアピールに向けた検討
- ・伝統文化の継承と県内外住民の文化・芸術イベント実施
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の機会を活かした取組

(3) 実現に向けた進め方

- ・福島12市町村を復興・再生させることは国の責務
- ・福島12市町村が抱える共通する課題は広域的。広域自治体として県が果たすべき役割も大きい
- ・今後、国、県、その他の関係機関がよく連携し、市町村の意見を踏まえつつ、将来像の個別具体化、実現に向けて速やかに取り組む。そのための取組体制の構築を検討

(5) 福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想

- 福島県「浜通り」地域の新たな産業基盤の構築を目指し、イノベーション・コースト構想研究会を開催。
- 研究会は、赤羽原子力災害現地対策本部本部長（経済産業副大臣）（いずれも当時）を座長とし、地元を含む産学官の有識者で構成。新しい産業基盤の構築や、今後のまちづくりの在り方を広く検討（平成26年6月23日報告書とりまとめ）。構想の概要は以下の通り。

1. 構想のコンセプト

1. イノベーションによる産業基盤の構築

⇒浜通り地域で将来的な発展の可能性を持つ産業の一端を明示

2. 帰還住民と新住民による広域のまちづくり

⇒帰還住民と新たに移り住む研究者等が一体となって地域活性化を図る必要性を明示

3. 地域の再生モデル

⇒国内各地域に共通する高齢化・過疎化等の課題に対する再生のモデルを明示

3. 構想実現に向けた方策

○構想の主要プロジェクト具体化に当たって解決が必要な3つの課題を明示

1. 戦略的工程と体制の構築

⇒「2・3年の短期」、「2020年までの中期」、「それ以降の長期」の工程表を策定

2. 広域的な視点でのまちづくり

⇒各拠点の配置と連携、拠点整備とインフラ整備の連携、広域行政連携、特区制度の活用等の必要性を明示

3. 中長期の取組体制の確立

2. 構想の主要プロジェクト

1. 国際廃炉研究開発拠点（放射性物質分析・研究施設）

⇒廃炉研究の中核施設として、世界の研究者が集まり研究を実施



2. ロボット開発・実証拠点

(1) モックアップ試験施設（屋内ロボット）

⇒廃炉作業等屋内を想定したロボットの試験施設（楢葉町に建設中）



(2) 福島ロボットテストフィールド（屋外ロボット）

⇒災害対応ロボットの研究・実証施設。ロボット国際競技会も開催



3. 国際産学連携拠点

⇒国内外の機関が結集し、廃炉、環境修復、農林水産等の教育・研究を実施。内外原子力技術者の研修も実施



⇒原子力災害の教訓を世界に情報発信

4. 新たな産業集積

(1) スマート・エコパーク（被災地の廃棄物や希少金属をリサイクル）

(2) エネルギー関連産業の集積

(3) 農林水産プロジェクト（スマート農業、水産研究施設の強化等）



5. インフラ整備

(1) 交通インフラ（JR常磐線の全線開通、主要道の整備等）

(2) 産業・生活インフラ（生産・物流施設の整備、中核病院の整備）



3. 除染

(1) 除染の進捗状況①（国直轄除染地域）

対象11市町村のうち、全市町村で除染計画を策定、7市町村で全域又は一部地域において除染の作業中。

田村市、楡葉町、川内村、大熊町で除染計画に基づく面的除染が終了。

宅地除染は平成27年度中、その他の除染（農地、道路等）は平成28年度中に完了予定。



	除染計画	仮置場等 (H27年5月31日 時点)	地権者の同意取得 (H27年5月31日時点)	除染作業 (H27年5月31日時点)	除染のスケジュール	
					宅地終了	残り終了
田村市	H24.4	確保済み	終了	H25.6 終了 (H24.7~)	H25年度 (すでに終了)	
楡葉町	H24.4	確保済み	終了	H26.3 終了 (H24.9~)	H25年度 (すでに終了)	
川内村	H24.4	確保済み	終了	H26.3 終了 (H24.9~)	H25年度 (すでに終了)	
大熊町	H24.12	確保済み	終了	H26.3 終了 (H25.6~)	H25年度 (すでに終了)	
南相馬市	H24.4	約9割	約8割	作業中 (H25.8~)	H27年度	H28年度
飯館村	H24.5	確保済み	ほぼ終了	作業中 (H24.9~)	H26年内 (概ね終了)	H28年内
川俣町	H24.8	約9割	ほぼ終了	作業中 (H25.4~)	H26年夏 (既に終了)	H27年内
葛尾村	H24.9	確保済み	ほぼ終了	作業中 (H25.4~)	H26年夏 (既に終了)	H27年内
浪江町	H24.11	約4割	約8割	作業中 (H25.11~)	H27年度	H28年度
富岡町	H25.6	確保済み	ほぼ終了	作業中 (H26.1~)	H27年度	H28年度
双葉町	H26.7	確保済み	約8割	作業中 (H27.5~)	H27年度	H27年度

3. 除染

(1) 除染の進捗状況② (市町村除染地域)

94市町村において、放射性物質汚染対処特措法に基づく除染実施計画策定
(福島県内：36市町村、福島県外：58市町村)。
全ての除染実施計画において、平成28年度までが除染の終了目標。

【福島県内】

福島県内における進捗状況

(平成27年5月末時点)(福島県調査より)

- 公共施設等：約9割
- 住宅：約6割
- 道路：約5割

【福島県外】

福島県外における進捗状況

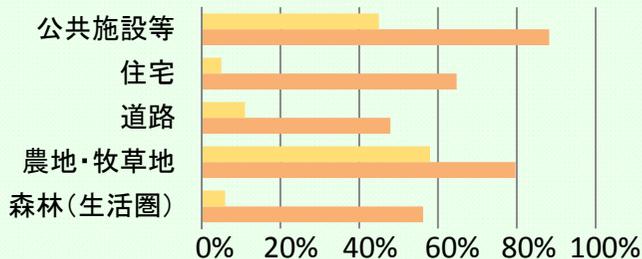
(平成27年3月末時点)

- 公共施設等：ほぼ終了
- 住宅：約9割
- 道路：約9割

市町村除染地域における除染の進捗状況の推移

○ 福島県内(平成27年5月末時点)

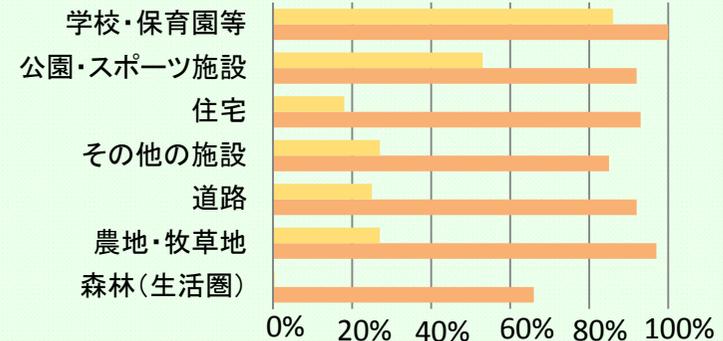
※福島県が行った調査結果を基に作成。



■ 平成24年12月の実績割合 (H24.12の実績数/H26.3末の計画数) ■ 平成27年5月末の実績割合 (H27.5末の実績数/H27.5末の計画数)

※計画数は、平成23年度から平成27年5月末時点での計画数の累積。全体数は各市町村により、調整中や未定となっており、今後増加する可能性もある。

○ 福島県外(平成27年3月末時点)



■ 平成24年12月時点の実績割合 (H24.12の実績数/H26.3末の予定数) ■ 平成27年3月末時点の実績割合 (H27.3末の実績数/H27.3末の予定数)

※予定数は、平成27年3月末時点で具体的に予定のある数を含めた累計であり、今後増加する可能性もある。

(2) 中間貯蔵施設について

中間貯蔵施設とは

- 福島県内では、除染に伴う放射性物質を含む土壌や廃棄物等が大量に発生。
- 現時点でこれらの最終処分の方法を明らかにすることは困難。
- 最終処分するまでの間、安全に集中的に管理・保管する施設として中間貯蔵施設の整備が必要。

福島県内で発生した以下のものを中間貯蔵施設に貯蔵する

1. 仮置場等に保管されている除染に伴う土壌や廃棄物(落葉・枝等)
 - ※可燃物は、原則として焼却し、焼却灰を貯蔵する。
2. 10万Bq/kgを超える放射能濃度の焼却灰等



福島県内における除染実施地域と中間貯蔵施設予定地の位置関係



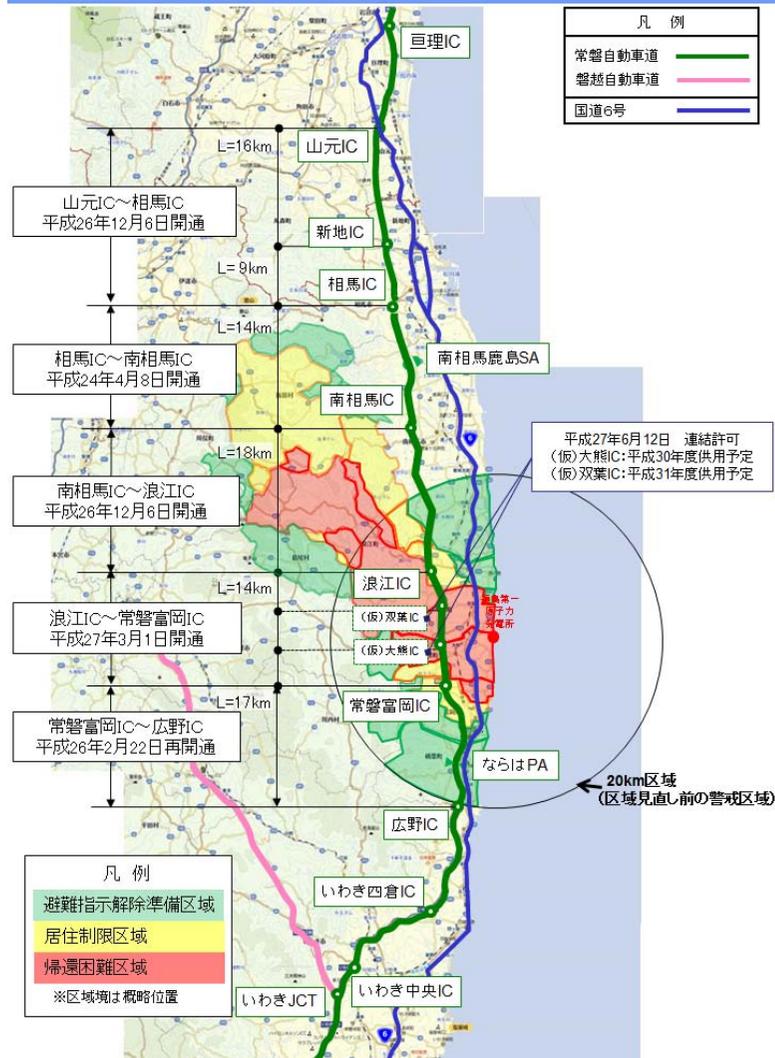
4. 帰還準備

(1) 広域インフラの復旧状況

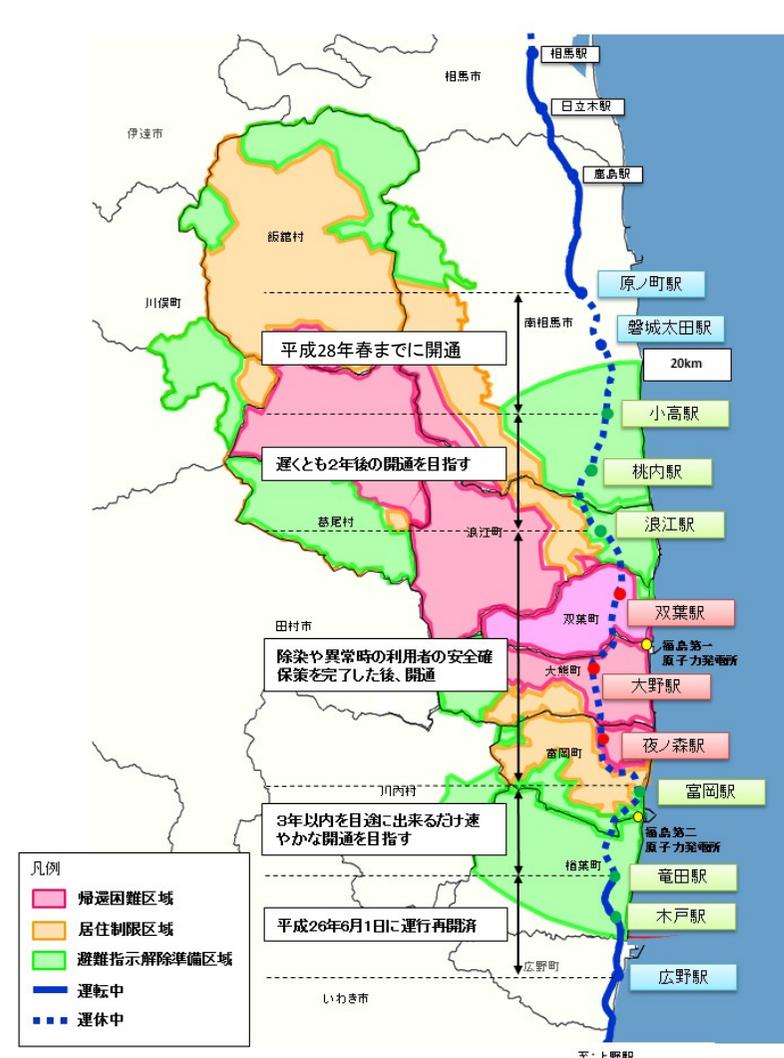
- 帰還困難区域内の国道6号は、平成26年9月15日より自動車に限り一般の通行を再開した。
- 常磐自動車道は、平成27年3月1日に「常磐富岡IC～浪江IC間」が開通し、全線開通した。
- JR常磐線は、全線開通に向けた見通し等について平成27年3月10日に公表した。

常磐自動車道

2015/7/1



J R 常磐線 避難指示区域内の運行状況について H27.3.10



(2) 復興拠点の整備

大川原復興拠点(整備イメージ)

- 面積: 約39ha
- 想定人口: 約3,000人(帰還住民約1,000人、町外からの住民約2,000人)

大川原復興拠点の空間配置のイメージ

戸建住宅エリア

- 町民の方々の戸建住宅が立地するエリアです。
- 自力再建宅地と復興公営住宅(戸建)から構成されます。

商業・公益施設エリア

- 町役場、医療・福祉、商業などの暮らしを支える施設が立地するエリアです。
- 町内を一望できるシンボルタワーを設けることを想定します。

集合住宅エリア③(ゲストハウス)

- 町民の方々が一次的に滞在できる施設・エリアです。
- また、国際会議等に来訪した研究者等が一時的に滞在します。

集合住宅エリア①(復興公営住宅)

- 町民の方々の集合住宅が立地するエリア。
- 復興公営住宅を想定します。

産業・研究エリア

- 除染・廃炉や環境に係る研究施設や、国・県・企業等の事務所が立地するエリアです。

集合住宅エリア②(簡易集合住宅)

- 研究や産業に従事する研究者や作業員の方々が居住・滞在するエリアです。

(大熊町復興ビジョンより)

土地利用

住宅地	自力再建宅地(戸建)
	復興公営住宅(戸建)
	集合住宅
商業・公益地	商業
	公益施設
産業・研究、業務	
公共用地	



<参考:大川原復興拠点の位置>

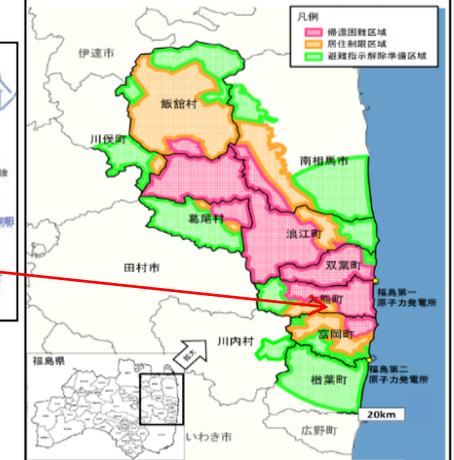
大熊町



大川原地区復興拠点
(居住制限区域内)

避難指示区域の概念図

平成26年10月1日時点



大熊町復興拠点（大川原地区）のまちづくり 《基本計画検討》

※大熊町作成資料

まちづくりの方針

【土地利用の配置】

- 地区西側に既存集落との連担を考慮し、**帰還町民のための居住地**
- 地区中央部に行政サービス、医療・福祉、商業など生活の中心として暮らしと交流を支える**賑わい拠点**
- 地区東側に福島第一原発とのアクセス性を考慮し、**除染や廃炉、環境等の後方支援に係る機能集積と、研究者・従業者等の新住民の居住地**

【二つの軸線】

- 頭森公園から東に延びる農道の原風景を活かした緑豊かな**景観軸**
- まちの中心を形成する主要施設を東西に結び、既存集落に続く生活動線を回遊する**コミュニティ軸**

【道路ネットワーク】

- 地区北側に接する大熊町道及び南側に近接する富岡町道を**東西の主要幹線**と位置付け
- 地区西側、東側にそれぞれ**南北の補助幹線**を配置し、東西主要幹線とネットワーク
- 将来、国道6号及び常磐富岡ICへの**アクセス**も強化

計画面積

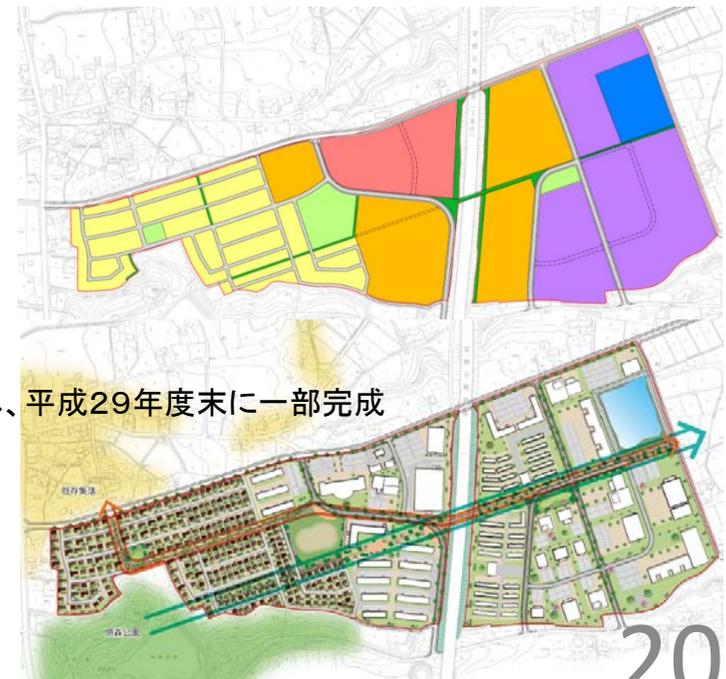
住宅用地	17.1 ha	44 %
商業・公益用地	3.6 ha	9 %
産業・研究・業務用地	10.0 ha	26 %
道路・公園・調整池等	8.3 ha	21 %

事業スケジュール(想定)

- 平成27年度に都市計画事業の認可等
- 平成28年度に工事着手、大熊町道に接する**地区北側から先行的に整備し、平成29年度末に一部完成**
- 必要に応じて、施設建築と敷地整備を一体的に実施し、**早期利用**の工夫

当面の課題

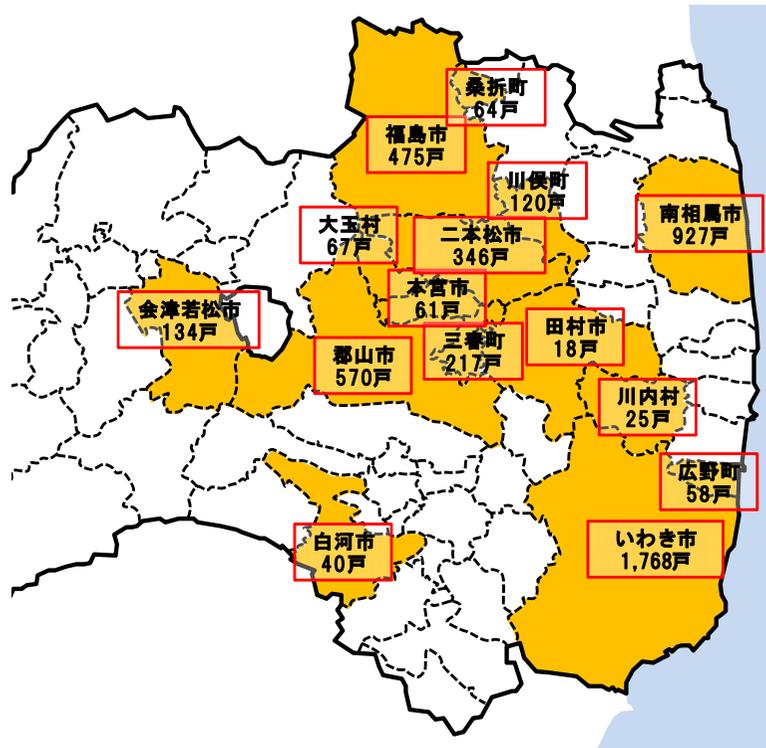
- 地権者合意形成に基づく事業区域、事業手法
- 土地利用ニーズに応じた整備手順 等



(3) 長期避難者向け復興公営住宅の整備状況

- 原発事故により長期にわたる避難生活を余儀なくされた方々が安定して過ごせるよう、住民意向調査等を基に、復興公営住宅を中心とした生活拠点を整備。
- 全体整備計画戸数4, 890戸の全ての用地について、昨年9月までに交付金申請の受け付けを完了。
- 平成27年6月末現在で601戸において入居開始。

○各受入市町村における整備計画戸数



○入居開始済み復興公営住宅の概要

(平成27年6月30日時点)

受入市町村名	福島市	会津若松市	郡山市	いわき市	桑折町	川内村
避難元市町村	飯館村	大熊町、4町共通	富岡町、大熊町、双葉町、4町共通	富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、4町共通	浪江町	川内村
整備主体	飯館村、福島県	福島県	福島県	福島県	桑折町	川内村
戸数	71戸	70戸	160戸	250戸	25戸	25戸
住居形態	戸建て、2戸1棟、集合住宅	戸建て、集合住宅	集合住宅	集合住宅	戸建て	戸建て

注)入居対象の「4町共通」: 富岡町・大熊町・双葉町・浪江町の共通

飯館村復興公営住宅「飯野町団地」



県営復興公営住宅「日和田団地」



○復興公営住宅の入居スケジュール



全体整備計画4,890戸

(※用地交渉の完了していない369戸については調整中)

5. 安全と安心

(1) 子どもの運動機会の確保等

子どもの運動機会の確保に向けて

平成25年度に創設した「子ども元気復活交付金」^(注)の活用により

- 原発事故の影響により減少した子どもの運動機会を確保するため、地域の運動施設、遊具の更新等を実施。
- 運動施設等のハード整備と一体的なソフト事業(プレイリーダーの養成等)も実施可能。
- 本宮市のスマイルキッズパークのリニューアルなど、運動施設51カ所、遊具の更新621カ所を採択。

(参考URL) <http://www.reconstruction.go.jp/topics/20140411163951.html> 「子ども元気復活交付金」の事業概要

(注)平成25年度補正予算より福島再生加速化交付金に統合

多様な運動機会の創出 【本宮市】

- ・子どもたちが安心して遊ぶことができる場所として、既存の屋内運動施設(スマイルキッズパーク)を増築し、平成25年11月にリニューアルオープン。
- ・ハード整備に加えて、子どもがいきいきと遊ぶことのできる環境をつくる「プレイリーダー」を養成することで、子どもたちやその親たちが安心して活動できる空間を提供。
- ・平成26年12月には、屋内運動施設に隣接する「記念樹の杜」に、屋外遊び場がオープンし、多様な運動機会を提供。



プレイリーダー養成研修



屋外遊び場



ウィリアム王子訪問(27年2月)

体力向上に向けた遊具更新 【広野町など】

公園や小学校において、遊具の更新を行う際に、子どもたちが楽しみつつ、体力向上も期待できる創意工夫を凝らした遊具等を設置。



(2) 帰還に向けた放射線リスクコミュニケーションに関する施策パッケージ (平成26年2月策定)

平成25年8月に避難指示区域の見直しが完了し、早期帰還の実現に向けた新たな段階に入っている一方、依然として放射線による健康影響等に対する不安が存在。

○原子力規制委員会(平成25年11月20日)
⇒帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方

○「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」(平成25年12月20日閣議決定)
⇒「基本的考え方」を踏まえた具体的な国の取組

個々人の不安に対応したリスクコミの強化を図るため、正確で分かりやすい情報の発信や住民を身近で支える相談員の配置など、地元ニーズに沿った施策を関係省庁が取りまとめ。 関係省庁:復興庁、環境省、支援T、食安委、消費者庁、外務省、文科省、厚労省、農水省、経産省、規制庁

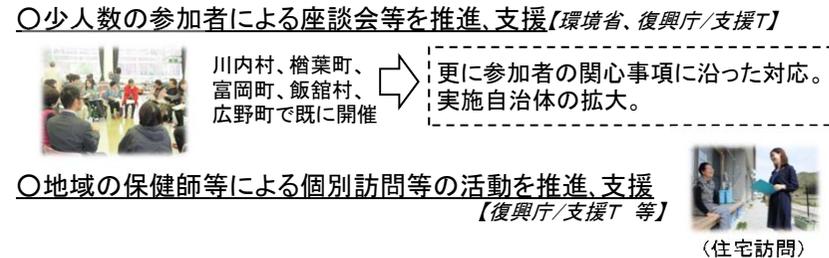
I 個々人の不安に対応したきめ細かなリスクコミの強化

対象:避難指示区域内の市町村

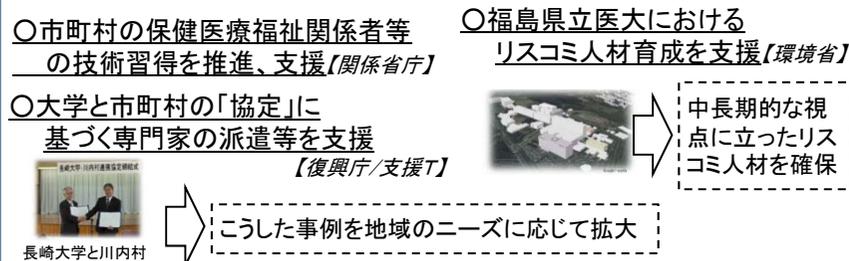
1. 正確で分かりやすい情報の発信



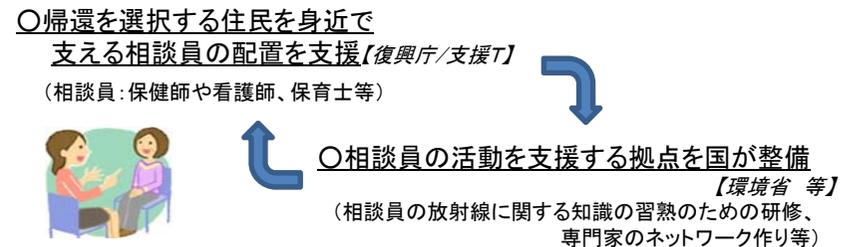
2. 少人数(1対1・車座)によるリスクコミの強化



3. 地域に密着した専門人材の育成強化



4. 住民を身近で支える相談員によるリスクコミの充実



II 福島県内のその他の地域や全国的なリスクコミの継続的な展開

対象:福島県民・国民

- 食品中の放射性物質に関する一般消費者に対する説明会の開催、全国規模での専門家の養成等【消費者庁、食安委、厚労省、農水省】
- 放射線による健康不安を抱えている国民からの電話相談【規制庁、文科省】

(3) 風評対策強化指針に基づく主な取組状況と今後の取組の方向性について

平成27年6月4日 原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース

○震災から4年が経過した今も、消費者の福島県産品の買い控えは17.4%、また、観光も東北3県で震災前の86.0%に止まる等、未だに根強く残る風評被害の現状に鑑み、本年6月4日に「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」を開催し、昨年度における取組状況の進捗管理とともに、課題を洗い出し、風評対策の強化について検討。

○今回のタスクフォースの中で、①汚染水対策の徹底、②放射線リスクに関する正確な情報等の国内外への浸透、③教育旅行などの誘客強化等を指示するとともに、風評対策強化指針に基づき、関係省庁一体となった対策を引き続き行っていくことを確認。

強化指針1. 風評の源を取り除く

(1) 世界で最も厳しいレベルの基準値に基づく放射性物質検査の徹底による食品安全の確保

- 福島県産米を全袋検査→26年産米の100.0%が基準値以内。
(27年5月20日現在)
- 水産物の放射性物質調査→福島県海産物100%が基準値以内。

(2) 環境中の放射線量の把握と公表 (27年4月期)

- 引き続きリアルタイムでHPで情報発信。

今後の方向性

放射線モニタリング、海洋モニタリング等の継続や放射性物質検査の徹底により、基準値を超えたものを市場に流通させない体制の継続。

強化指針2. 正確で分かりやすい情報提供を進め、風評を防ぐ

食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーション及び情報提供の推進

- 発災後4年間で400回以上の意見交換会を全国で開催。
- 「食品と放射能Q&A」を改訂し全国約14万部配布。HPでも公開。
- 「放射線リスクに関する基礎的情報」を約2万2千部配布。HPでも公開。

今後の方向性

- ① 「県政だより」等の自治体広報を活用し、全国的に放射線リスクに関する正確な情報発信を行うことの積極的検討。
- ② 広報資料等の配布先の更なる拡大。
- ③ 放射性物質検査結果等の国内外への情報提供の継続。

強化指針3. 風評被害を受けた産業を支援する

(1) 「食べて応援しよう！」の実施・拡大、被災地産品の販路拡大等

- 民間企業の社内マルシェ等の「食べて応援しよう！」取組件数は累計1,106件。
- 福島県関連の社内マルシェの実施回数は倍増(25年度:43件、26年度:91件)。
- 流通事業者に対し、被災地産品の消費拡大に向けて、福島県・JA等が個別に商談できるよう働きかけ。
- テレビCM等メディアを活用した広報等による戦略的PRを実施。

(2) 諸外国の輸入規制の緩和・撤廃に向けた粘り強い働きかけの継続

- 平成26年6月以降、シンガポール、サウジアラビア、タイ、バーレーン、米国等で規制緩和が進展。現在、豪州をはじめ13か国が規制を完全撤廃している。

(3) 福島県への修学旅行等(震災前:約70万人泊→25年:約32万人泊)の回復に向けた対策の強化

- 「原子力災害からの福島復興交付金(26年度補正)」に基づき、福島県において、バス代を補助する教育旅行復興事業を創設(27年4

今後の方向性

- ① 教育旅行等における教員や保護者向けのプロモーションの強化。
- ② 流通業界への働きかけによる被災地産品の棚の回復や棚場における消費者への直接的な販売促進活動の展開。
- ③ 国内外への魅力の発信と輸入規制等の解消に向けた諸外国への説明・働きかけの徹底。

(4) 産業の復旧・復興の取組

- 新規立地と雇用創出を推進する「ふくしま産業復興企業立地補助金」では、これまでに433件の採択を行い、約4,200億円の新規投資と約5,000人の新規雇用を創出。うち、被災12市町村における企業立地58件を採択。(平成27年3月12日時点)
- 中小企業等グループ補助金では、福島県内の227グループを採択し、3,500社以上の事業者の復旧・事業再開を支援。うち、12市町村内においては78グループを採択。(平成27年2月20日時点)

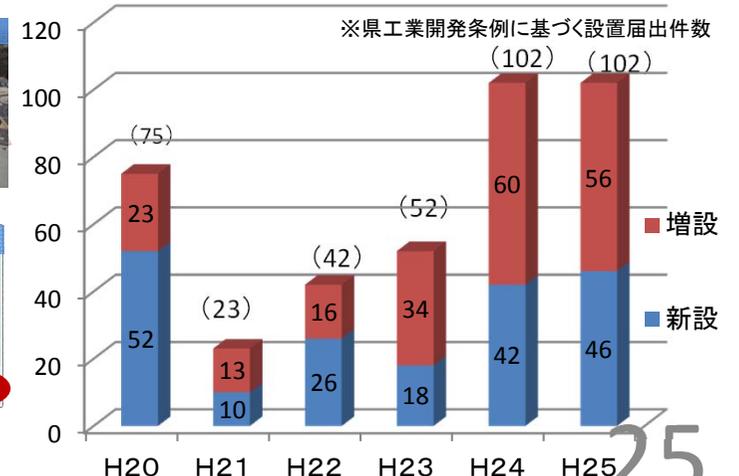
(参考:被災12市町村における実績)

<ふくしま産業復興企業立地補助金の主な活用事例>



支援措置	件数
ふくしま産業復興企業立地補助金	12市町村内における企業立地件数:58件
中小企業等グループ補助金	12市町村内にグループ代表が所在するグループ件数:78グループ
店舗・仮設工場等整備事業	12市町村の要請で整備した箇所数(設置場所は避難指示区域外):53箇所(2月末時点) 避難指示解除準備区域内で初めて、7月に楢葉町で1箇所の仮設店舗が完成。

県内で工場の新増設の動きが急増



(参考) 東京電力による賠償の概要

原子力損害賠償紛争審査会の中間指針に則り、東京電力より財物賠償、精神的損害賠償等を実施している。また、平成25年12月にまとめられた中間指針第四次追補を元に、生活の再建を図るための住居確保に係る賠償（平成26年7月）、一括慰謝料の賠償（平成26年4月）を開始している。

(1) 不動産(住宅・宅地)に対する賠償(財物賠償)

- ① 帰還困難区域においては、事故発生前の価値の全額を賠償し、居住制限区域・避難指示解除準備区域は、事故時点から6年で全損として、避難指示の解除までの期間に応じた割合分を賠償。
- ② 解除の見込み時期までの期間分を当初に一括払いをすることとし、実際の解除時期が見込み時期を超えた場合は、超過分について追加的に賠償。

(2) 住宅確保に係る損害賠償

帰還にともなう住居の修繕・建替え費用等、移住に伴う新たな住居や土地取得の費用等について、事故前の財物価値を超えて負担した費用を賠償。(平成26年7月申請受付開始)

- ① 帰還に伴う住居の修繕・建替え、移住に伴う新たな取得費用は、元の住宅の新築価格と事故前価値の差額の75%までを賠償。(財物賠償と合わせ、元の住宅の新築価格の8～10割までを賠償。)
- ② 移住に伴う宅地の賠償は、従来のお住まいが帰還困難区域等の場合は、新たに取得した土地の価格と従前の土地の価格の差額を賠償。その他の区域にお住まいで移住される場合は75%を賠償。

※従前借家の方には、帰還、移住に応じた定額での賠償を行う。

(3) 家財に対する賠償

- ① 家族構成に応じて算定した定額の賠償。
- ② 損害の総額が定額を上回る場合には個別評価による賠償も選択可能。

※事故発生時に所有していた仏壇を対象として、定額40万円または個別査定に基づいた時価相当額で賠償。(平成26年3月より申請受付開始)

(4) 精神的損害賠償

- ① 帰還困難区域等については、見通しのつかない長期間にわたり帰還できないため、そこでの生活の断念を余儀なくされたことに対する精神的損害を将来分も含め、一括で賠償(一人当たり700万円 平成26年4月より申請受付開始)。
- ② 居住制限区域、避難指示解除準備区域については、避難指示解除後、相当期間経過後まで一人当たり月10万円を支払う。

(5) 営業損害・就労不能損害に対する賠償

- ① 営業損害として、逸失利益等の損害を賠償。
- ② 一定期間毎における実損害を賠償する方法と、一定年数分の営業損害、就労不能損害を一括で支払う方法から選択可能。
 - (ア) 給与所得 : 事故後3年間(賠償は平成27年2月末まで継続)
 - (イ) 農林業以外の業種 : 事故後4年間
 - (ウ) 農林業 : 事故後6年間
- ③ 営業・就労再開等による収入は控除しない。(②(ア)給与所得には適用していない。)
- ④ 事業再開費用等を賠償。(帰還して営農や営業を再開する場合、その際に必要な追加的費用を賠償。)

1世帯あたりの賠償金の支払状況(4人世帯の場合の実績ベース) (東電の支払実績ベース。H27.1.28開催第40回原子力損害賠償紛争審査会資料を加工)

- 帰還困難区域の4人世帯では、支払総額が1.5億円を超える。

賠償項目	避難指示解除準備区域	居住制限区域	帰還困難区域	備考(主な賠償内容)
個人賠償	3,737万円	3,803万円	4,503万円	慰謝料月10万円/人(避難期間に応じて増加(帰還困難区域=6年、居住制限区域=4~5年、解除準備区域=3.5~5年))、就労不能損害(給与分、各区域共通)
一括慰謝料			2,794万円	故郷喪失に伴う慰謝料(700万円/人の定額)
家財	561万円	585万円	753万円	家族構成により定額。帰還困難区域は立入制限のため家財を持ち出せないことから、他の2区域より金額が大きい。(※高額家財は別途賠償。)
宅地・建物	3,425万円	3,435万円	4,348万円	避難指示期間に応じて増加。帰還困難区域の6年で全額(全損)。5年であれば、全損の場合の6分の5。
田畑・山林等	587万円	922万円	1,127万円	同上
住居確保(持家)	2,041万円	1,759万円	1,792万円	上記の宅地・建物の財物賠償と合算すると、全ての区域でほぼ同じ(※居住制限区域及び解除準備区域の場合、新規取得した土地代のとの差額追加分が、帰還困難区域の場合の75%が上限。)
合計	10,351万円	10,503万円	15,318万円	

- ※1 東京電力の賠償実績。(平成24年10月受付開始の包括請求方式にて合意済みのケースを集計。借地権の合意額は含まない。)
- ※2 世帯構成は包括請求時の世帯構成。
- ※3 避難指示解除見込時期が未決定の区域含む。
- ※4 個人賠償は、精神的損害賠償、就労不能損害賠償等。
- ※5 合計は、各項目の平均合意額を合算したもの。

賠償項目別の支払金額の状況(平成26年12月末現在)

	支払金額(億円)
1. 個人の方に係る項目	16,100
避難費用・検査費用等	2,200
精神的損害	8,100
自主的避難等	3,600
就労不能損害	2,200
2. 法人・個人事業主の方に係る項目	18,900
営業損害	4,500
出荷制限指示等による損害及び風評被害	12,800
間接損害等その他	1,600
3. 共通・その他	10,600
財物価値の損失又は減少等	10,100
住居確保損害	300
福島県民健康管理基金	200
合 計	45,600

※ 東京電力ホームページより作成。(合意金額ベース)